

別表

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足る事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
1	平成23年度 諮問受理第41号	平成24年 2 月10日 付け大市大病第 575号	平成23年11月 4 日	医事課〇〇課長の持つ、・生野区役所〇〇C W、・人権室〇〇課長、・保健所医療対策〇〇代理とのやり取り記録※異議申立人の分	公立大学法人大阪市立大学医事運営課患者支援担当	平成23年11月17日付け大市大病第399号 不存在による非開示決定	個人のやり取り記録を作成・管理しなければならない規程はなく、請求者に係るやり取り記録の作成・管理をしていないため。	平成23年11月29日	処分の取り消しを求める。 市大病院から書面受け取っている。
									実施機関は、保有個人情報開示請求の趣旨を「医事課〇〇課長の持つ生野区役所〇〇C W等とのやりとり記録」であると解し、個人のやり取り記録を作成・管理しなければならない規程はないことから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、不存在による非開示決定を行った。

(注) 1 (え) 欄及び (け) 欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。
2 (お) 欄については、(か) 欄に記載の決定時点における担当名としている。